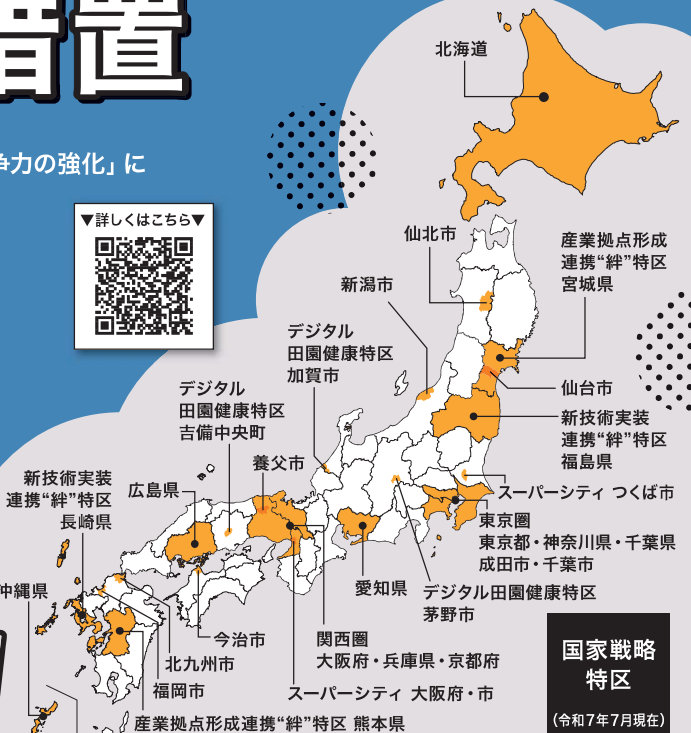


国家戦略特区 税制措置

国家戦略特区では、「スタートアップの創業促進」や「国際競争力の強化」に資する以下の各税制措置をご活用いただけます。

規制改革とともに、これらの税制措置の適用等を通じて地域の新たなチャレンジを促し、地域の成長産業の創出、国際競争力の強化、地域課題の解決等を目指しています。

▼詳しくはこちら▼



国家戦略特区

(令和7年7月現在)

startup 所得控除 (法人税、法人住民税、事業税)

国家戦略特区内で設立したスタートアップ企業等が実施する対象事業に係る所得の18%を課税所得から控除

対象企業

【設立時期】
設立の日から5年未満の企業
(国家戦略特区の指定後の設立)

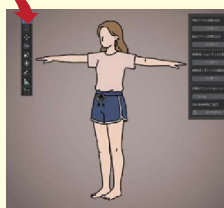
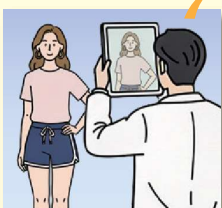
【対象事業】
国家戦略特区の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業

【対象分野】
IoT、医療
(高度な医療の提供に資する事業)

活用実績

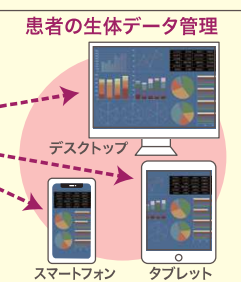
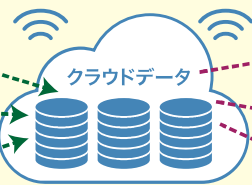
▶ 3Dモデル作成システムの開発

独自開発の3Dスキャナーを活用し、短時間で簡単に高品質の3Dデータを作成。



▶ 医療関係監視システムの開発

通信規格が異なる様々な医療機器からデータを取得し、病院内でリアルタイムに情報を記録・共有。



startup エンジェル税制 (所得税)

国家戦略特区内のスタートアップ企業等に対して、出資した個人の総所得金額から一定額(※)を控除

※[個人が取得した株式(8百万円が限度)又は総所得金額等の40%に相当する額のいずれか少ない額から2千円を控除した額を控除]

対象企業

【中小企業】 設立後5年未満の「医療」、「バイオ」、「農業」分野に関する事業を実施する企業
【小規模企業】 設立後3年未満で設立時から一定の雇用増加が見込まれる企業(分野限定なし)

活用実績

▶ 観光拠点整備

地域観光産業を中核とした体験型ツアーの提供や地域資源を活用したインバウンド対応の飲食事業を展開。



“地域交流”と“担い手・事業者の育成”

▶ 障がい者アート拠点整備

障がい者アート作品の常設展示や創作活動、イベント等を実施できる拠点を整備。



「障がい者アーティストの雇用促進」

その他の詳しい要件・手続きについては、HPでご覧いただけます。

国際競争力に資するまちづくり

設備投資促進税制

制度概要

下記要件に該当する企業が、機械等を取得した場合に特別償却又は税額控除ができる措置。

要件

- 【対象事業】 **規制の特例措置***の適用を受けた事業であるもの。
または、利子補給金の対象となる指定金融機関から貸付を受けるもの。
- 【対象分野】 医療（高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器等の開発もしくは提供等に関するもの）
国際（経済社会向上及び発展に寄与することが見込まれる国際的な事業活動の促進に資するもの）
- 【対象設備】 機械・装置（取得価額：2千万円以上）、開発研究用器具・備品（取得価額：1千万円以上）、
建物・附属設備・構築物（取得価額：1億円以上）

※**規制の特例措置** 都市計画法等に定める手続きのワンストップ化、国家戦略住宅整備事業による住宅容積率の加算

税制措置

- **減価償却率**：取得価額の40%（建物等 20%）
- **税額控除率**：取得価額の12%（建物等 6%）

活用実績

▶ 国際会議場

国際会議等に参加する者に供する大規模な集会施設等の施設又は設備の整備、運営又はサービスの提供に関する事業。



▶ 国際水準の生活支援サービス

外国人旅客の中長期の滞在に必要な役務を提供する事業。



▶ インターナショナルスクール

主に英語により授業を行い、かつ、外国籍を有する生徒が過半である学校に供される施設の整備に関する事業。



▶ 高度医療に係る医療機器の研究開発

高度な細胞の再生や移植による再生医療の研究開発事業。



民間都市再生事業に対する課税特例

制度概要

国家戦略民間都市再生事業を定めた区域計画が認定された場合、都市再生特別措置法に基づく民間都市再生事業計画の認定があったとみなして、受けられる税制措置。

税制措置

()は特定都市再生緊急整備地域

- **法人税・所得税**：5年間25%（50%）割増償却
- **登録免許税**：0.4%⇒0.35%（0.2%）
- **不動産取得税**：都道府県条例で定める割合を課税標準から控除
- **固定資産税・都市計画税**：市町村条例で定める割合を課税標準から控除

土地供給者に対する税制支援

制度概要

国家戦略特区内で、規制の特例措置の適用を受け、高度な医療や国際分野に関する公益的施設の整備、又は公益的施設に供する建築物の整備を実施する者に対し土地を譲渡する者に対する税制措置。

税制措置

- **所得税**：長期譲渡所得15%⇒10%
- **個人住民税**：5%⇒4%

お問い合わせは
こちらへ

内閣府地方創生推進事務局

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎
TEL:03-5510-2462

税制

国家戦略特区における課税の特例措置関係一地方創生推進事務局

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/kazeitokureisochi.html>

